

（実用新案法施行令の一部改正）

第二条 実用新案法施行令（昭和三十五年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表法第四十八条の十第一項の項中「及び」を「並びに」に改め、同表法第四十八条の十第四項の項中「第四十八条の四第四項」を「第四十八条の四第六項」に改め、同表法第四十八条の十二の項中「同条第四項」を「同条第六項」に改め、同表法第四十八条の十三の項中「第四十八条の四第四項」を「第四十八条の四第六項」に改め、同表特許法第百八十四条の十二第一項の項中「第百八十四条の四第一項」の下に「又は第四項」を加える。

第四条第四項を次のように改める。

4 特許法施行令第十三条の四（主張の制限に係る審査）の規定は、実用新案権又は専用実施権の侵害に準用する。この場合において、同条中「定める審査」とあるのは「定める訂正」と、同条各号中「審査」とあるのは「実用新案法第十四条の二第一項又は第七項の訂正」と読み替えるものとする。

（特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の実用新案法施行令の一部を次のように改正する。）

第三条 特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成五年政令第三百三十三号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の実用新案法施行令の一部を次のように改正する。

第四項の次に次の一項を加える。

5 特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第三百七十号）第一条の規定による改正後の特許法施行令第十三条の四（主張の制限に係る審査）の規定は、実用新案法第十三条の三第一項の規定による請求権を行使する場合に準用する。

（特許法等関係手数料令の一部改正）

第四条 特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表第四号中「特許法第百八十六条第三項ただし書に規定する場合に該当する場合にあつては千五百五十円」を削り、「千五百円」に改め、同表第五号中「特許法第百八十六条第三項ただし書に規定する場合に該当する場合にあつては、六百二十円」及び「特許法第百八十六条第三項ただし書に規定する場合に該当する場合にあつては、千六百五十円」を削り、同表第六号中「特許法第百八十六条第三項ただし書に規定する場合に該当する場合にあつては、六百円」及び「特許法第百八十六条第三項ただし書に規定する場合に該当する場合にあつては、千七百五十円」を削り、同表第七号中「特許法第百八十六条第三項ただし書に規定する場合に該当する場合にあつては千四百円」を削り、「八百円」を、「八百円」に改め、同表第二項の表第十三号中「（その訂正の請求をすることにより、特許法第百三十四条の三第四項の規定に基づき訂正審判の請求が取り下げられたものとみなされる場合を除く）」を削る。

第一条の二の見出しを「（資力を考慮して定める要件）」に改め、同条第一号中「特許法第百九十五条の二第一号に掲げる者」を「個人」に、「次条第一項」を「次条」に改め、同号口中「。次条第二項第二号において同じ」を削り、同号に次のように加える。

二 その事業に対する事業税が課されていないこと（非居住者にあつては、経済産業省令で定めるところにより算定した所得の合計額が経済産業省令で定める額に満たないこと）。

ホ その事業を開始した日以後十年を経過していないこと。

第一条の二第二号中「特許法第百九十五条の二第二号に掲げる者」を「法人」に、「次条第一項」を「次条」に、「イからハまで（個人にあつてはロ、法人でその設立の日の属する事業年度の確定申告書（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。）又は連結確定申告書（法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。）を提出すべき期限が到来していないものにあつてはイ及びハ）の」を「次の」に改め、同号口中「（所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者（次条第三項第二号において「居住者」という。）にあつては、事業税）及び（非居住者にあつては経済産業省令で定めるところにより算定した所得の合計額が経済産業省令で定める額に満たないこと）」を削り、「（次条第三項において「外国法人」という。）にあつては」を「にあつては」に改め、「ないこと」の下に「又はその設立の日以後十年を経過していないこと」を加える。

第一条の三第一項中「申請書」を「申請書に、前条第一号又は第二号に掲げる要件に該当することを証する書面として経済産業省令で定めるものを添付して」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同条第二項及び第三項を削る。

第一条の四第一項中「ことができる」を「ものとする」に改め、同条第二項中「第一条の二第一号ハ」の下に「ニ若しくはホ」を加え、「ことができる」を「ものとする」に改める。

第二条第一項の表第四号中「実用新案法第五十五条第一項において読み替えて準用する特許法第百八十六条第三項ただし書に規定する場合に該当する場合にあつては千五百五十円」を削り、「千五百円」に改め、同表第五号中「実用新案法第五十五条第一項において読み替えて準用する特許法第百八十六条第三項ただし書に規定する場合に該当する場合にあつては、六百二十円」及び「（実用新案法第五十五条第一項において読み替えて準用する特許法第百八十六条第三項ただし書に規定する場合に該当する場合にあつては、千六百五十円）」を削り、同表第六号中「（実用新案法第五十五条第一項において読み替えて準用する特許法第百八十六条第三項ただし書に規定する場合に該当する場合にあつては、六百円）」及び「（実用新案法第五十五条第一項において読み替えて準用する特許法第百八十六条第三項ただし書に規定する場合に該当する場合にあつては、千七百五十円）」を削り、同表第七号中「実用新案法第五十五条第一項において読み替えて準用する特許法第百八十六条第三項ただし書に規定する場合に該当する場合にあつては千四百円」を削り、「八百円」を、「八百円」に改める。

第五条第一項の表第三号中「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十二条第三項において準用する特許法第百八十六条第三項ただし書（実用新案法第五十五条第一項において読み替えて準用する場合を含む）」に規定する場合に該当する場合にあつては千五百円」を削り、「六百円」に改め、同表第四号中「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十二条第三項において準用する特許法第百八十六条第三項ただし書（実用新案法第五十五条第一項において読み替えて準用する場合を含む）」に規定する場合に該当する場合にあつては千五百五十円」を削り、「千円」を、「千円」に改める。

（特許登録令の一部改正）

第五条 特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第二節 特許権に関する手続（第四十三條）」

第三節の二 仮専用実施権及び仮通常実施権に関する手続（第四十五條の二）

「第二節 専用実施権に関する手続（第四十三條）」を「第三節 仮専用実施権に関する手続（第四十四條・第四十五條）」に、「第七十條」を「第六十九條」に改める。

第二条第二号中「、専用実施権若しくは通常実施権」を「若しくは専用実施権」に改め、同条第三号中「若しくは仮通常実施権」を削る。

第三条第二号を次のように改める。

二 特許法第七十四条第一項の規定による請求に係る訴えが提起されたとき。